

対談

### 「福祉政策と福祉教育の今後」

司会：仲村先生，潮谷先生，ご講演どうもありがとうございました。

後半の対談の前に，仲村先生の方から，若干，講演の補足を行っていただきます。では，お願いいたします。

仲村：

「公的扶助ケースワーク論争」をめぐる

配布資料に岸勇という方のお名前が出てきて，岸勇氏と私とが論争をしたということになっています。二人がそういうふう考えたわけではありませんが，論争として取り上げられて，いつの間にか戦後の日本の社会福祉関係論争の中で岸・仲村論争として大きな話題になりました。

そのポイントはということだったかということ，今日は現場の福祉事務所の方がいらっしゃっているかどうかわかりませんが，現場の現業員たる社会福祉主事として仕事をする場合に，公的扶助，具体的には，生活保護をどういうふうに運用するかということに関して岸さんは，象徴的な言葉を使わせてもらいますと「形骸化する」という言葉をお使いになりました。運用上いろんな原理原則に縛られているのを「形骸化する」と，その例として，これは不当だと思ったら場合によっては基準をある程度無視して保護の運用にあたっていいのではないかと，そういう例などもあげられて，それを象徴的に「形骸化する」という言葉を使って表されたのです。

そういうやり方をする現場のワーカーが仮にいたとすると，公務員の場合はそう簡単に上の方がクビにするわけにはいきませんが，おそらく間違いなく，できるだけ早い時期に配置転換させることになるにきまっています。配置転換をさせてその後どういう人を配置するかということになると，役所の仕組みの中では，そういう形骸化するやり方で保護の運用にあたるようなことをやらない人，そして決まりによって始末されたことに従って厳しくやる，厳しくということの中身がまた問題ですけれども，ともかくそういうやり方をするワーカーが良いワーカーだ

と受取られかねないわけです。今はだいぶ事情が変わっていますから今もそのままとは言いませんけれども，当時はそういう状態だったように思います。

潮谷さんも言われたように，1950年代の終わりから60年代の初めの頃にかけて，日本はまだ大変貧乏な時だったので，保護基準という絶対的な水準が低かったですから，例えばこの基準で本当に最低生活ができるのかとワーカーが保護申請者，保護を利用する被保護者の人から正面きって問題を投げかけられた場合に，おそらくワーカーの皆さんは「できます」という答えはできなかったと思います。そのくらい低かったわけです。

そういう条件下で，現場のワーカーとしては保護の運用にあたることの厳しさ，これに耐えて一体どういう運用の仕方をするのが，公務員としての枠を守りつつ限られた条件下でのサービス利用者，被保護者の方々の要求に最大限応えることができるのか，そういう動きがないだろうかということで問題を提起しました。

そして私は，非常に制限された枠の中だけでもできる余地があると考えたわけです。例えば基準を左右することはできないけれども，その基準を基にして現在の生活保護のいろんな規定，これはかなり解釈に幅がありますが，一つあげますと，生活保護法の第4条に「補足性の原理」がありまして，これは1950年（昭和25年）に生活保護法ができて以来，今日に至るまで文言は変わらないままで存在し続けている問題の条文の一つです。この中の保護を受けるための要件というのは，「利用資産，能力，その他あらゆるもの」という言葉が使われていて，あらゆるものを活用することを要件として保護が受けられるという規定があります。そしてその条件の中には，例えば第2条第2項「扶養義務者の扶養」，あるいは他法の扶助というのは保護に優先して行われるという規定があるわけです。

これをかみ合わせますと，扶養義務者の私的扶養というのは，民法に定める扶養であってそれ以外の扶養ではないので，民法に定める扶養義務者の扶養とはどういうものなのかということについての法的な解釈，これは行政解釈でも一定の解釈が下されていて，実施要領で示されている扶養義務条項などを見ているとかなり使い方に幅があります。幅があっ

て、なおかつ枠については日本の制度は厳しいものがあります。

ちょっと話が細かくなりますけれどもわかりやすい例を申しますと、兄弟姉妹、直系血族というのは扶養義務があるわけですが、私どもの日常生活のことを考えると、私どもの兄弟姉妹で誰かが生活に困ったときに、あらゆる手を尽くして援助しなければならぬような条件下にある人は一体誰だろうか考えるわけです。法学者の解釈によりますと、社会生活上、その人に一般的に認められると思われる生活を損なわない程度で援助すればいい範囲の義務を、「生活保持義務」に対して「生活扶助義務」という言葉を使って表しています。そういう「生活扶助義務」関係を、例えば私が生活に困っていて保護の申請したら、扶養義務者、つまり兄弟姉妹から援助が受けられるかどうかをまず調べて、確認しなければならぬことになっています。しかし社会通念上、一般の方の生活を考えてみたら、昭和30年ごろから実際問題として、兄弟姉妹が困ったときには必ず他の兄弟姉妹が援助しなければならないのは当たり前だということがすべての場合にいえる状態ではなくなってきたわけです。

それから増永裁判という福岡県のケースで、借りている自動車を取り回していたということで、自動車の保有は借りる形であれど、どういう形であれ、ましてや自分で購入するものであれば保有は認められないというのが現在までもの方針です。私が1950年にアメリカに行った時に保護の現場を見て一番驚いたことは、アメリカは広い国ですから車がなければ生活できないという条件下にあったことは事実ですが、車の保有ということがまったく問題にならないということでした。それを見て私は大変驚いたのですが、日本もすぐにはいかならぬだろうけれども、いずれそうなるだろうと思いました。にもかかわらず、保護では依然として車の保有は認められないことになっています。こういうふうな条件そのものもおかしいものがありますし、これを社会通念上の私どもの日常生活に照らしてみても今のきまりを最大限ぎりぎりまで解釈すると、これは裁量的な余地がある部分が相当にあるのではないだろうかと思えます。

そうすると、使い方次第で指針にしても何にしてもその人にとって有利な解釈ができるということでは

あれば、きまりを最大限活用するようなやり方、そしてそれを進める上で、例えば対面的な面接を進めなければなりません。そういった条件をどういうふうに噛み合わせ、どうサービスのマネージメントを図るかということに関しては、かなりアメリカのケースワークから学ぶものがあるのではないだろうかと考えます。私は、アメリカのケースワークから学べるものは最大限に導入して、そしてきまりについての運用、解釈等は違法ではない範囲で考えられる最大限の活用を図るという対応の仕方では指針その他を活用したらどうかと現場の皆さんには言っておりました。それをあえてケースワークということではありませんけれども、面接法の一つにしても、できるだけ相手の人をはげむがための規則にはめ込む説得の技術としてではなく、その人の要求をありのままに捉え、制限の入り組んでいる諸条件を最大限に活用することで噛み合わせていけば、かなりの部分で保護の中身は変わってくるのではないかと、そう考えましたので、私はあえて日本の場合に公的にも「ケースワーク」という言葉を使わせてもらって論文を書いたわけです。

それに対して岸勇さんが食いついたわけです。私を民主主義の敵であるという言葉を使って、「アメリカのケースワークに名を借りて日本の矛盾に導いた法制度にベールを被せる民主主義の敵である」という意味の論文を書かれたわけです。私はそういうひどい言葉で書かれたこと自体はそんなに気にしませんで、岸さんというのは口の悪い人で学生の時から随分やり合いましたから、そういうことはちっとも驚かないし、立ち場の違いだからしょうがないということで別に不満でもなかったのです。しかし現場の人してみると、この立場の違いというのは、岸さんのやり方でいこうとしたらクビを飛ばされて、代わりに他の人が来てもっと悪くなる現場になってもいいんですかということになる。彼は、問題性をはらんでいる保護は基本的には無視してやるくらいのものでやらないとだめだと主張されていまして、そのやりあいで厳しい何本かの論文のやりとりをしたのが岸さんと私との論争の骨子です。

この勝負は現場の人につけてもらう以外にないということで、現場の皆さんに問題を投げかけて現場での論争も展開されましたし、そして1956年（昭和

31年)ではなかったかと記憶するのですが、潮谷さんが入学される前年に、当時、今の公的扶助研究会という組織の前身で新人会という組織ができていて、その新人会で私と岸さんを箱根の山に呼び出して二人を対決させることになり、今のような論争をしたことがあるのです。そこには現場の人たちも来ていて、現場の人たちは「原則論では岸さんに賛成」というのが割合に多かったのですが、現場の実態に照らしてみると、「そうは言っても岸さんのやり方をしたら我々がクビを飛ばされることははっきりしている」と、そういう実践が現場で役立つのかどうかという率直な疑問も提起され、それを現場に投げ返して大いにやってもらおうと思ったのですが、厳しい現場はなかなか具体的な論争的にはならず、その後現場でも一層厳しくなって、ある意味で今日に至っています。

#### 今日の状況

しかし、今日ある程度状況が変わりつつあり、生活保護の見直し問題が国でも問題にされていますし、例えばホームレスの問題などを取り上げてホームレスの皆さんにもっと適応可能な方法が考えられないだろうか検討されているようですが、私は具体的にわかる数字で、こういうことを逆の線よく問題提起していました。例えば、日本の保護率というのは同種の保護制度を持っている国の中では、今でもそうすけれども極端に低いです。福岡県はその点では歴史的にいろんな特徴のある県でして、かつては日本の県の中で最高の保護率の県でした。保護率は千分率で計算しますけれども、千分比での保護率が今、7人台です。皆さんは7人台と言ってもそれがどのくらいのものかという検討はおつきにならないと思いますが、しばらく前まではイギリス、アメリカの保護率はその10倍でした。今はアメリカなどいろいろなやり方が変わってきたこともあって下がっていますけれども、依然として日本の7という保護率は、類似の制度を持っている国々の中で際立って低いという状態が今日に至るまで続いています。そのために外国から来た公的扶助の学者が日本の保護率が非常に低いことを見ると、日本には貧困がないから、あるいは極度の貧困の状態にある人が少ないからそういうことになるのかということで驚くわけ

ですが、いろいろ調べてみるとそうとも言えないようですということでも疑問を提起しています。

これは非常にはっきりしていることで、第4条の補足性の原理などを非常に厳しく解釈していて、実際の生活は保護基準以下の生活をしている人でも、保護の条件をクリアできないということでそのままの生活を余儀なくされているわけです。しかし、保護基準の水準が30年前に比べるとはるかに良くなりましたから、やりくり次第ではぎりぎりの生活ができないことはないという水準になってきた。そういうことで、表に現れないけれども厳しい生活をしている人はまだ非常に多いという現実があることについて意外に一般の人は知らないし、厳しいものがあります。そういう状態にある人がいると、同じような状態にある誰かがその中でうまくやって保護を受けるといことになると、逆に厳しい指弾的になるといことであって、足の引っ張り合いをしているのが実態です。

残念ながらこの状態は、日本がこれほど豊かになった今日でもまだかなり変わっていない部分があるのではないのでしょうか。

潮谷知事はこの状況をどういうふうにご判断になるのでしょうか。かつて佐賀県のケースワーカーをされたときの実態はそうだったろうと思いますが、それが変わってきていると言えるのかどうか、依然として低い保護率で、これを漏給という言葉を使うのが適当かどうかわかりませんが、私のあるべき線と考えたら、漏給があるから結果としてこうあるのだという解釈を取らざるを得ません。そういう条件下での保護の実際の運用の在り方、ケースワーカーとしての仕事の在り方はどうあらねばならないのかということを一貫して、現実を踏まえてのケースワーカー論を展開していくつもりです。

そこで生じた問題が岸・仲村論争です。岸さんは、先ほど申しましたように私の同級生で先輩で、大変厳しいやりとりをしたのですが、西九州大学で岸先生と7~8年ご一緒だった菊池先生からお聞きしたところによると、岸さんは私の名前をよく出されていたようですが、私の悪口は言わなかったそうです。つまり、論争の場では厳しくやった岸さんが、友人たる個人としては文字通り親しい友人で、大変親しげに私のことを話していたと。私はそれを伺いまし

で大変嬉しく思ったのですが、文字通りそうだったのです。そういう論争として展開された。このことはいろんなことを教訓的に学ばせられるのですけれども、本当の論争というのは匿名の喧嘩をするのではなく、厳しいと思われるやり方でやって然るべきなのです。

それから先ほど潮谷さんが私のことを触れてくださった中で、本当にそうだったと私自身も納得したのは、価値観とか人生観とか、個人の見解として私がどういう立場でどういう行動様式を取ろうとするかということについての私の考えを、ケース研究などでも一切織り込まなかったということです。そういう点についてはみんな違うので、違う中で拠り所をどこかに求めて、その拠り所がソーシャルワーカーとしての専門職の原理、価値観と理論とそれに基づく実践として組み立てられていく、実践の枠の中で援助の手を伸べるということであって、そこにはその人個人の人生観その他は入ってこないということで、ケース研究の中では意識してそれを織り込まないようにしたことを覚えています。ですから、潮谷さんが言われたように受け止められたのであれば、それはまさに私の本意で、それがなければ専門職は成り立たないと私は思っています。そういうことで社会事業の授業の中で初めてケース研究らしいケース研究を織り込んだのは、たぶん私だろうと思います。そしてケース事例集も編集しましたし、最初の事例集を潮谷さんのときかその前後に作ったわけですが、それを最大限に活用することで現場実践する形で授業と結びつけることに努力いたしましたけれども、そういう中で展開された論争が公的扶助とケースワークの論争でした。

そのへんを潮谷さんはどういうふうに受け止められたのか伺えると幸いなのですが。

司会：どうもありがとうございました。この課題でもまた1時間、2時間では尽きないのではないかと思います。これから福祉を本格的に学ぶ学生にとっては、4年間をかけて社会福祉の本質ということを知り得る一つのルートではないかと思っております。

さて、ここから待望のお二人の対談をお願いしたいところですが、実は予定の時間をすでに超えています。若干、時間を延長させていただいて、フロ

アからいただいている質問にお答えいただくというかたちで福祉政策、福祉教育の今後を語っていただきます。

まず、潮谷先生へのご質問です。

「障害者は社会的に差別される側にあると思いますが、それを解決するために社会的意識を変えなければいけないと思いますが、具体的にどのようなことをすればよいのか」、「福祉にかかわっている人々の質が向上するにはどのようにすればいいか」、「福祉や福祉施設、介護士が三面記事に書かれることがこの頃特に多いので胸が痛みます。21くまとの、「生命が脈打つ」の部分に含まれた意味、思いは理解できました。その上についている「創造にあふれ」にはどのような背景や思いがございませうでしょうか」、「福祉の教育機関は久留米大学に社会福祉学科が開設されたように整備されつつある。しかし、現在ある社会福祉施設にすでに勤務しているスタッフの教育はまだ未整備である。病院にみられるように定員に対して免許を持っている人が何名必要という法的整備がされていない。そのために教育を受けたものが仕事につけず、専門教育を受けていないものが職に就いているという矛盾がある。こういったところでの実習は問題である」、こういう意見、ご質問をいただいております。仲村先生の問いかけも含めて、質問にお答えいただきたくお願いいたします。

潮谷：ゼミの学生さんが最初に「障害者というのは社会的弱者であろうか」という問題提起をなされたと思いますが、私もやはりその人その人の生き方の中で総体としてそういう捉え方というのは問題ではないだろうかと思います。しかし、障害者の方々を理解していくための意識の改革は、私はまず障害者自身が社会参画ということに対して積極的にかかわりを持っていくという視点も非常に大事じゃないかと思えます。

それからそれを私が熊本県の中でどういうふうに関わり展開しようとしているかについては、これまでの障害者の方々に対しての物理的な壁、あるいは心理的な壁、あるいは法律的な壁ということで、バリアフリーという形で私どもはかかわってきたのですが、これからの視点はむしろユニバーサルデザインという形で、バリアを作る前に私たちが住みやすい社会

を作っていく、誰にとっても社会が享受できる方向性というものが非常に大事であると思います。ですから意識を変えていくというのは、そういったものが相まってこなければならぬのではないかと感じがしております。

それから働く人の質ですが、これは大変難しい問題です。私が好きな言葉は「助け合い、支えあい、志高く」と、熊本県の県の中に掲げられている標語でもものすごく好きですけれども、やはり質の向上というのは、自分達が志高く持っていく、それを忘れたらダメになっていくのではないのでしょうか。法律がダメだからとか、ここに器具がないからとか、あるいは時間がないからとか、しょうがないというようなかたちではなくて、これは理想に通じるかもしれませんが、夢を食うような姿勢が志が高くあって、その線引きは高くあるということが質の向上を促す一つの要因だと思います。もちろん、理論的に学んでいくことや謙虚にニーズに耳を傾けていくことは前提条件だと思います。

「創造にあふれ」というところに何を込めているかということですが、これは少し触れましたようにイメージーション、そしてクリエイティブということでありまして、固定的な形の中で捉えていくのではなくて、自然も人の生き方も私たちが非常に大事にしていかなければならないということです。特に、私は赤ちゃんの領域で生活をしてまいりましたので、未熟で無能と言われていたが実はそこに限らない可能性を秘めている、これが赤ちゃんの存在、子どもの存在だと思うのです。その限らない可能性と素晴らしい可塑性に豊んでいる子ども達を、私たちが創造性という形の中で捉えていくことで、あるいは今非常に荒れ果てている農林水産の状況の中で自然というようなもの、あるいは裾野の広い産業として考えていくときに、創造性、イメージーション、クリエイティブというもののかかわりがなければ、人手が足りないとか後継者が育たないとかあるいは売れないというところで止まってしまうのではないかという思いがあって、そういった言葉をつけました。

それから施設の職員についてですが、これは少し誤解があるかと思いますが、社会福祉施設には、対象者何人について専門職何人という法的な枠がありま

す。むしろ今日問題になっているのは、応分の負担、受益者負担という形が流れてきますと、施設に入ってくるお金というのはパイが決まっているわけです。その中で国はパートや臨時の職員の配置を認めはじめているわけです。そういったものが積み上がって、何人であればいいということがまかり通ってくる施策の中で、ご指摘の通り、質の低下やあるいは処遇の連続性というものが欠けてくるのではないかと思います。そういったところへの実習は確かに問題だと思います。けれどもこれは非常に現実的な話で、私は問題は問題だけれども学校側や先生がそのことをストレートに指摘して、「お宅は子どもを育てる、学生を育てる施設じゃない。法的にも整備されていないから」ということを言いますと、「もう来ないでください」ということもあるのです。これが今の施設の強みです。

これからは学校教育現場で先生の資格を取るためにも施設実習が課せられてきます。そして今やボランティアというものが学校の教科になろうかという時代になっています。施設側から言うと、本当にたまらないと言いたくなるくらい実習生が来ているわけです。これは非常に難しさがあると思います。それをどうにかたちで出していくかというのは、ちょっと場面を変えて論議しなければならないのではないかと思います。極端な事例を一つ申し上げますと、雑巾が絞れないなどというのは当たり前なのです。洗濯物を干してくださいと言えば、洗濯機からそのまま外に持って行って、洗濯物がねじれたままぶら下げている人たちもたくさんいますし、自分が寝たところくらいきちんと片付けてくださいと言いますと、「私はベッドの生活でしたから、なんでここはベッドじゃないんですか」と、とんでもない実習生さんがいらっしゃるのです。また、「朝ご飯は食べないので寝かせてください」とか、あるいは「夜はいつまでも大丈夫ですから、夜の仕事の中で実習させてください」とか、こんな問題がいろいろあるのです。確かに、施設実習という点では施設にも問題はいっぱいあります。しかし、実習に出す側がそれをストレートに出すと、学生さんの実習の行き場がなくなることになりかねない要素も含まれていると思いますので、これは別の領域のところで論議を深めていく方がいいのではないかと思います。

司会：どうもありがとうございました。

次は仲村先生へのご質問です。

「①社会事業法から社会福祉事業法、そして社会福祉法への法律のタイトル変更は‘社会福祉’の目指す方向にどのような変化をもたらすのでしょうか。国の福祉政策と社会福祉論の両方の視角からどのようにお考えか、ご教示ください。②社会福祉基礎構造改革によって社会福祉の権利は従来の措置方式よりもさらに実現することになるとお考えでしょうか。③ソーシャルワーカーの養成は福祉教育の充実が必要ですが、その専門性を生かした受け皿の整備はあまり進んでいるようには思えません。ソーシャルワーカーの社会的な配置の展望についてお考えをお聞かせください」。

これらの質問へのご説明を含めて、これからの本学を含めての福祉教育、今学んでいる学生達にとっては福祉の学習の在り方についてなどお願いいたします。

仲村：これは1時間くらい時間をとらなければなりません、そうも言うておられませんので、いくつかの点だけ、ぜひこれだけはということでお答えいたします。

私が50年間私なりに一番苦勞して努力してきて、そして結果的に実現できないで挫折感寸前の問題の一つは、50年間日本社会事業大学中心でしたけれども福祉系の大学で教育に携っていて、そこを巣立っていった人たちが受け入れられる現場の受け皿づくりということです。私なりにいろいろ考えがあって努力してきたつもりですが、私一人の努力ではどうにもならない問題で、それがほとんど全然と言っていいほど実現できずに今日に至っています。資格制度が先に出来てしまいました。

どういうことを私が考えているかと申しますと、その点についてはイギリスが参考になるでしょう。アメリカは民間の個人のレベルでのいろいろな活動が積極的に展開できる社会で、専門ソーシャルワーカーとかソーシャルワークの仕組みが発達していますが、イギリスは仕組みの面で非常に学ぶべきものがある、そのうちの最高のものが1968年のシーボーム報告だと思えます。シーボーム報告を受けてイギリスは1971年に地方自治体社会サービス法という法

律ができ、イギリス流の福祉事務所ができました。イギリス流の福祉事務所と言っていますが、イギリスでは福祉は六法を一括して一般的なソーシャルワーカーの仕組みを作って、その配置される場として社会福祉部が設けられて、そこがソーシャルワーカーの受け皿としてできています。これは今日に至るまでいきさつがあつて随分変わってきましたけれども、ともかくイギリスではそれなりに確立しています。

いろいろな問題がありながらも、日本の福祉事務所がもしそういう福祉事務所、つまり専門の教育を受けた、あるいは専門の資格をもった人が配置される総合的な福祉事務所になったとしたらイギリス式なのですが、まったくそうではないものとして福祉事務所が今日まで至っています。皆さん驚かれるでしょうが、「援護育成、更生の措置を要する者」という言葉が福祉三法の時代に使われて、これはそれぞれ生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法に対応する概念だったわけです。それが福祉六法になってもそのまま使われて、確かに範囲は広がったのですが、そういう限定された法律に基づく措置を必要とするものということで対象を捉える捉え方で社会福祉事業法の中に組み込まれたのです。その概念がその後一般論の、例えば社会福祉法の趣旨とか原理というところで決定的に変わりました。これが先ほどの答えの一つになるのですが、その変化の極まった姿が今度の社会福祉法です。どう変わったかという、「援護育成または更生の措置を要する者」ではなくて、1990年のいわゆる社会福祉法、福祉八法の改正時の社会福祉事業法では、「福祉サービスが必要とする者」と変わったわけです。「福祉サービスが必要とする」ということで範囲を非常に広げる、一定の法律に基づく、特に福祉の範囲の措置の対象ではなくて、それらも含めて福祉を目的とする事業ということで、そういう「福祉のサービスを必要とする者」という捉え方に広がったわけです。

私はその改正当時、厚生省の審議会の委員をしておりましたので、いろんな事情をよく知っている者の一人ですが、10年経った今日、社会福祉法になって決定的に変わった点は、「社会福祉サービスの利用者」となった点です。「福祉サービス利用者の保護」と変わって、そこに権利擁護の問題等が出てくる、観念あるいは理念として決定的にこういうふう

に変わって、これは望ましい方向に変わってきています。ですから変わってきているものを実体化できるかどうかということが新しい社会福祉の下での現場の実践にもつながる重要な課題で、それができるとしたら社会福祉事業法が社会福祉法に変わったことは非常に決定的な重要な変化になると私は考えております。

その鍵を握るのがサービス利用者の保護です。といっても、中心になって援助の手を伸べる人をどうするかという問題になりますし、すべてではないにしても、ちゃんとした福祉教育をやって、ある程度自信を持って現場に送り出して、そういう人が受け入れてもらえるような新しい現場の受け皿、仕組みをどうやって作っていくか、この問題は残念ながら課題としてほとんど残ったままです。今後の問題として残っていると言ってもいいだろうと思います。これは政策問題でもありますからそう簡単に私どもの努力だけで解決がつかうわけではないですが、知事くらいになるとある程度できることなのかも知れないので、そのあたりも含めて潮谷さんに期待するところは大きいのです。

潮谷さんへの期待ということで、ある方はこういうことを言われました。知事のできることだと言われたことの一例をお話しますと、潮谷さんは耳が痛いといわれるでしょうが、例えば障害者基本法によって障害者基本計画を都道府県は必置の計画として必ず作らなければならないとなっています。市町村では、努めなければならないということになっています。ところが、熊本県の障害者計画の設置率は、市町村では全国で一番低いのだそうです。そこで私どもの教授のお一人だった板山さんが潮谷さんにつけた注文は、潮谷さんの在任中に熊本県は市町村の障害者計画は全国で最高というところに持って行って欲しいと、それができたら潮谷さんは知事となって、結構なただけのことがあったということになると言われたのだそうです。

今の社会福祉法の改正等も含めて、そういう方向に受け皿作りがかなり多く進むかどうか。これは国の責任にかかる部分が非常に大きくて知事ではできないことには限界がありますけれども、知事としてできる範囲のことを進めて、何ができるか。例えば、いい社会福祉士を送り出してもらって、社会福祉士を

できるだけ地方自治体で受け入れてもらえるようにすることはかなりできるのではないかと感じがないでもありません。熊本県の方でそれができたら、おそらく福岡県にも佐賀県にも影響するでしょうから、遠慮なく潮谷さんに大いにやっていただきたいと思います。その点では、残念ながら先ほど学長さんがおっしゃった日本の福祉の水準は、特に専門職から人の問題で見ると非常に低いです。私も50年かかってその面を集中的に努力してきたつもりですけども、残念ながら今日に至っても成果はまだまだ満足する域にはるかに遠い、それを皆さんと共にしていく努力は一斉にしなければならないというのがあります。

司会：ありがとうございました。対談らしくなってきたところですが、では潮谷知事、まとめを含めてお願いいたします。

潮谷：仲村先生からいくつかの問題が問いかけて、それに答える時間がないのが残念ですけども、一つだけ卒業式の答辞はどんな願いを込めて作ったかという点だけははっきり申し上げたいと思います。当時、日本社会事業大学に対しての厚生省の期待というのは大きかったと思います。まさに先生がおっしゃいましたように、人材の養成をどのようにするかという観点で厚生省の中にすごく大きなものとしてあったと思うのです。人材の養成という点で、教授や人的な資源という点では、私は本当に恵まれたと思っております。しかし、では果たしてその中で展開される財政的な裏づけが一体どのようなものであったか、あるいは先生方と私たちとの間にある一体感というものはものすごく強かったのですけれども、そこから情報が発せられていく厚生省への提言がどんなふうを受け止められているかという見えがたい部分と上下関係が厚生省と社大との間にあったという思いがありまして、本当の意味での人材育成という点ではその垣根を越えて一緒にやっていたわけではありませんかと、最後にエールを込めて厚生省と社大を巣立つ者と学校の経営との一体というものを展望したということでございます。

それから仲村・岸論争にふれてですけども、形骸化していくような形の中で展開していった仲間達

がいました。でも私は今日の話の中で申し上げましたように、それをやったときにその成果は平等に根ざしているかという点、非常に感情的な忖度が動いていて、結果としては不平等感が受取る側に出てくるのではないかと。そういった意味で公的扶助を展開するときの裁量について私たちが思いをはせるときに、そこにケースワークの理論と、憲法13条の問題を踏まえてその裁量権を実施していくことが大事ではないかと思っております。それと公的扶助研究会が私たちの時に始まりまして、その中で私どもは岸・仲村論争を随分と話題にいたしました。結論的に申し上げますと、現場の中で配転を恐れるという中では、岸理論は正しいけれどもやらないだろうと。中にはそういう方もいたかも知れませんが、現場に身をおいて仕事をすればするほど、本当の意味での自立援助とはどういったものなのか、あるいは公的扶助が自立ということにどんな役割を果たしたかということ、私は実践の現場から学び取っていったのではないかと思います。私自身は学生るときは大変生意気で、「先生のケース事例集は理想論である」とか、「こんなケース事例が一つひとつのケースに合うはずがない」というような思いがあったのですが、現場に出てから仲村理論の正当性というものを学んだ感じがいたします。

それから障害者福祉計画についてですが、ご指摘の通り2年連続で熊本県は最下位でした。それで今年、担当者と呼んで理由を問いました。けれども、「そのことについてはやっているけれども町村が」という言い方をされました。そして町村に対しての指導能力という点で、なぜ障害者福祉計画を立てなければならないかが理解されていないからこういう低さにつながるのだということで、実はすでに着手をしております。板山先生に競争するわけではありませんが、障害福祉計画の大事さの中で絶対にパーセンテージをあげていこうと考えています。

それからもう一つ社会保障の中での問題ですが、ウェルフェアからウェルビーイングへという形の中で理念的な整理はされました。けれども、今、仲村先生がおっしゃいましたように、ウェルビーイングに向かっての政策体系というものは、むしろ今回の社会福祉基礎構造改革の中でも社会保障の改革論の中でも整理しきれないものが残っているのでは

ないかと思うのです。一つにはご承知の通り、方向性としては措置から契約へという形になりました。契約をするときのサービスメニューがどれくらい整えられているのか、国のナショナルミニマムとしての整えられ方はどうなのかという点に対しての掘り下げが必要じゃないか。それから高齢者の方々にも応分の負担をとという流れになっていますけれども、それそのものには反対はいたしません、負担の仕組みが見えてこないということ、今後は保険で賄われていくのかたちですけれども、その保険と税制の問題とをどういうふうに連動させていくのか。あるいは年金が、事業と関連しての領域の中でも論じられていますけれども、それも今のところは21世紀の社会保障改革という大きなタイトルの終わりには見えない部分が多いという感じを持っております。

そうした意味ではウェルビーイングという理念をどのように実体化していくかという点を私たちは見極めていかなければならないのではないかと。そういう点で学者の方々、現場の方々、そして対象者という連携の中で声を上げて、政策提言をしていくことが私は大事だと思います。不平不満をいうことはやさしいですけれども、やはり政策提言という中でウェルビーイングに向かっていく視点を変えてはならないような気がします。

それから、社会保障制度というのはその国の国民性とか価値観などを基礎にして社会体制や経済状態、あるいは政治条件などを反映されながら形成されていくものですから、私たちは社会保障ということを考えるときに、今言いましたような条件と状況というものにきちんと目をあてて考えていく視点を忘れてはならないのではないかと思います。以上です。

司会：どうもありがとうございました。戦後50年を総括し、そしてこれからの政策と教育を考えるには時間があまりにも短いといわざるを得ません。それでも時間を延長して先生方のお考えをかなり伺いすることができたのではないかと思います。

将来の展望ということに関しては必ずしも明るい展望とは言えないように思いますが、その中で私ども福祉にかかわる者、あるいは市民として、あるいは福祉を学ぶ立場からどんな姿勢で学習に研究に実

践に関わるべきなのかということについては、いろんなご示唆をいただいたのではないかと思います。

命やくらしを尊ぶという方向に福祉が本当に向いていっているのかどうか、このことを常に私たちの生活の場から検証していくこと、住民参加の福祉のあり方について、私どもそれぞれの立場での課題とさせていただいて、本日の講演と対談を終了させていただきます。先生方、長時間にわたりまして大変ありがとうございました。

あとがき

講演会は地元の福祉関係者、他大学の教員、学生、そして学内教員、学生、理事会関係者など約280名の参加を得て開催されました。

なお、本講演記録は、記念行事実行委員会事務局が編集を行ったものです。

(事務局：社会福祉学科 植田美佐恵 明星智美)